



# 高松市会計年度任用職員登録者募集案内

## 【一般行政職補助員(選挙課)】

高松市では、各種選挙に関する補助的な業務等について、会計年度任用職員（アルバイト）の登録者を募集しています。アルバイトを希望する方は、一般事務補助員として登録していただき、業務が発生した場合に、登録者の中から条件に合う方を選考し、任用する制度です。

### 1 募集の内容

任用期間	原則、1 会計年度内で 1 週間から 1 2 か月単位での任用となります。
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種選挙に関する補助的な業務</li> <li>・電子計算機による文書作成及び計算事務</li> <li>・その他選挙課に関する事務の補助的な業務</li> </ul>
応募資格	特別な資格は必要ありませんが、従事内容によってはパソコン操作ができる方を優先します。
勤務時間	1 日につき 5 時間以内（午前 8 時から午後 9 時までの間で割り振るものとします。）の週 2 5 時間（パートタイム勤務） ※うち休憩時間 6 0 分 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	上記勤務日以外を休日とします。
給与等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時給 977 円（地域手当相当額含む。）</li> <li>※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。</li> </ul>
社会保険	対象外です。
雇用保険	週 2 0 時間以上かつ任期が 3 1 日以上となる場合加入します。
災害補償	市の非常勤の職員の公務災害補償制度が適用されます。
勤務場所	市役所本庁、香川総合センター、庵治支所、仏生山総合センター、山田総合センター、国分寺総合センター、塩江支所、香南支所、牟礼総合センター、瓦町 FLAG 及びイオンモール高松（香西本町）
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

※ 次の各号のいずれかに該当する人は登録できません。（地方公務員法第 1 6 条（欠格条項））

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・外国籍の人も登録できます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は任用されません。

高松市のホームページからも、募集案内、登録申込書をダウンロードできます。  
 <アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

## 2 申込（登録）から任用まで

①登録	高松市選挙課（高松市役所 1 1 階）、牟礼総合センター、庵治支所、香川総合センター、香南支所、塩江支所、仏生山総合センター、勝賀総合センター、国分寺総合センター及び山田総合センターに、別添の高松市会計年度任用職員（一般事務補助員）登録申込書を直接、持参ください。 （郵送等による受付はしていません。月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時までの間で、随時受け付けています。） <u>登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。</u>
②仕事の御案内	本市でアルバイトを必要とする場合、原則、勤務していただく月の前月の中旬～下旬頃に、高松市選挙課から連絡します。
③承諾・内定	内容を検討していただき、都合がよろしければ御承諾ください。採用内定とします。
④採用	任用開始当日に指定の勤務場所に登庁してください。採用の手続きを行い、任用します。また、任用期間の途中で、期間延長をお願いする場合があります。
⑤任用終了後	任用期間終了後は、アルバイトを必要とする業務が生じた場合に、改めて御連絡させていただきます。 ※仕事の御案内は、アルバイトの必要の有無、登録された方の働き方の希望や業務への適性等を選考した上で行いますので、必ず御案内させていただくというわけではありませんので、御了承ください。

## 3 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、原則として、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。

## 4 登録申込書記入要領

- 1 氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- 2 「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- 3 最後の欄には、必ず自筆で署名の上、押印してください。

問い合わせ	高松市役所（1 1 階） 選挙課 TEL (087)839-2644 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号
-------	---